## 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商	号 又	は名	称	中村建設有限会社	代表者氏名	中村	大車	輔			
主所		営業所 王	Fの 地	日野郡日野町根雨408-2							
許	可	番	号		許可を受けている 建設業の種類	般)特)		と、	鋼、	舗、	園

## 2 処分に関する事項

	処:	分年	三月	日	令和6年2月6日	処分を行った者	鳥取県知事
Ī	根	▼				<b>号該当)</b>	

処分の内容(営業の停止命令)

1 停止を命ずる営業の範囲

建設工事に関する営業の全部

2 期間

令和6年2月7日から令和6年2月21日まで(15日間)

## 処分の原因となった事実

中村建設有限会社は、本県発注の令和2年度及び令和3年度の国道180号外道路維持工事(2工区)、国道181号外道路維持工事(7工区)の4工事において、交通誘導員を水増し報告するなどし、工事請負代金を不正に受領したため。

このことは、建設業法第28条第1項第2号「建設業者が請負契約に関する不誠実な行為を したとき。」に該当する。

その他参考となる事項